

社会福祉法人南部町社会福祉協議会

役員報酬及び費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は南部町社会福祉協議会定款第25条の規定に基づき、役員報酬等の額及び第10条に規定する評議員の費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員報酬は、勤務の実態に即して、次に挙げる額を支給する。ただし、会長においては理事の報酬を支給せず、会長の報酬のみを支給する。また、公務員が理事であるときは、当該報酬は支給しない。

職名	報酬月額
会長	50,000円
理事	2,000円
監事	2,000円

(費用弁償の額)

第3条 役員が次の各号に掲げる業務等に従事した場合には、費用弁償として職員等の旅費に関する規程の例により、鉄道運賃、船賃、航空賃、車賃（以下「車賃等」という。）及び日当（会長の職にある者及び公務員が理事の職にある場合を除く。）並びに宿泊料を支給する。

- (1) 役員理事会出席
- (2) 監事の業務監査
- (3) 評議員の評議員会出席
- (4) 役員等の法人業務のための行動

2 日当は、1日につき2,200円とする。ただし、半日の場合は半日当とする。

3 宿泊料は、職員等の旅費に関する規程の例により支給する。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第4条 役員報酬及び費用弁償の支給方法については、給与規程及び職員等の旅費に関する規程の例により支給する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、会長の上申に基づき、理事会の同意を得、評議員会の承認を受けなければならない。

附則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附則

この規程は、公布の日から施行し、第3条第2項の改正規定は平成17年8月1日から適用する。

附則

この規程は、公布の日から施行し、第2条の改正規定は平成17年10月1日から適用する。

附則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

この規程は、平成24年2月1日から施行し、第2条の改正規定は平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年3月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月14日から施行する。